星槎大学大学院教育学研究科修士課程　学位論文審査基準

（審査体制）
１．審査委員会は、主査1名、副査2名から構成する。
２．主査は、原則として、当該学生の研究指導教員とする。ただし、研究指導教員の異動が生じた場合にはこの限りではない。
３．副査のうち1名は、原則として、当該学生の副研究指導教員とする。ただし、研究指導教員の異動が生じた場合にはこの限りではない。

（審査の方法）
１．修士論文の審査は、審査委員が主査の統括のもとに行う。
２．審査は、各審査委員が、個別に行う査読と最終試験とにより、評価する。
３．最終試験は、修士論文を中心として、その関連する分野については、口述試験により行う。

（評価項目）
１．研究倫理上、問題がないこと
２．論文の構成が適切であること
３．引用が正確に記述されていること
４．表現が適切であること（差別的表現等がないこと）
５．論文にオリジナリティがあること
６．ディプロマポリシーの要件を満たしていること
７．口述試験において審査委員の質問に対して適切に答えられていること

（評価基準）
修士論文及び口述試験の合否は、審査委員会が上記の項目について審査し、その結果を基に総合的に研究科教授会で判断する。